平成２７年（フ）第２２２６号
大阪市北区鶴野町３番９－1209号、前住所大阪市北区本庄西３丁目８番９－505号
債務者　岡本真由美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６８号
大阪市平野区喜連５丁目８番14号
債務者　森下　貴子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７７号
大阪府豊中市寺内１丁目６番８－205号
債務者　林田千代子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１号
新潟県長岡市前田３丁目４番４号　第１わしき荘102号室
債務者　村山　鏡子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
奈良県香芝市下田西３丁目１番17－405号　コーポラス香芝
債務者　竹内　久味
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
岡山県倉敷市中畝７丁目15番40号
債務者　黒川　拓哉
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市幸町１番37号　小野ビル204号
債務者　光田　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
岡山県総社市井手1030番地
債務者　片山　智詞
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市吉田町鶴間542番地８　鶴間公営住宅団地
債務者　山中　功介
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第７９号
茨城県小美玉市田木谷1069番地２
債務者　須崎　庄三
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
埼玉県熊谷市村岡128番地　レオパレスパンビーナ204号室、旧住所埼玉県飯能市美杉台１丁目15番地２
債務者　猪野　咲子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４号
岩手県奥州市水沢区羽田町字向森10番地
債務者　佐藤　洋介
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区姉体町字原ノ下41番地３
債務者　及川　直美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４１４号
さいたま市見沼区東大宮４丁目45番地６　ヴェルディーノ303
債務者　五十嵐一誠
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
さいたま市緑区東浦和５丁目27番地５　サンクスハイツ306号
債務者　鎗田　悦子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７４号
さいたま市南区曲本２丁目２番７号　コーポ奥田102
債務者　鈴木　麻由（旧姓狩野・赤井）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
大阪府泉南市信達大苗代701番地の56
債務者　松井　　操
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目20番21号サンパレス21忠岡Ｂ－601、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目18番34号忠岡アーバンコート402
債務者　川井　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係